

令和8年度「若年技能者人材育成支援等事業」推進計画

岩手県地域技能振興コーナー

実施要領	実施計画の内容
第3. 地域技能振興コーナー事業	
1 事業の実施体制等	
(1) 地域技能振興コーナー ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。 イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。 ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。	(1) 地域技能振興コーナー ア 岩手県職業能力開発協会に窓口となるコーナーを設置する。 イ コーナーは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を行う。 ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行う。
(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制 ア 地域技能振興コーナー長の配置 イ 一般職員及び事務補佐員の配置	(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制 ア 地域技能振興コーナー、コーナー長1名を置く。 イ 一般職員1名、事務補佐員1名、コーディネーター2名を配置する。
2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。 令和8年度ものづくりマイス	(1) ものづくりマイスターの開拓 ものづくりマイスターの不足している職種については、まずどの職種に需要があるのかを業界団体や企業等を通じ把握していく。把握できた対象業種の企業等に対して、文書、メール、電話、訪問等によりものづくりマイスター制度の周知を行う。

ター新規認定数の目標数は仕様書に示すとおりとする。 なお、ものづくりマイスターの職種については、地域事情を考慮してもなお偏りが見られるため、職種の偏重解消に努めるよう留意すること。 また、過去３年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認した上で、活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除の手続を行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行うこと。 ものづくりマイスターデータベースの情報を最新の状態とすることは、効率的なものづくりマイスターをコーディネートする上で必要不可欠であることから、上記以外の者においても最新の情報となるよう努めること。	また、特にものづくりマイスターの要件を満たしている者が多いと考えられる業界団体等への広報等も行い、マイスターの認定職種拡大に努める。 その他、広大な岩手県では全域を現在認定されているマイスターではカバーしきれないことも想定されるため、既存職種のマイスターの地域的な偏在を解消できるよう努めるとともに、認定辞退により指導ができない職種が増えることのないよう全県的に既存職種の掘り起こしを行う。 指定試験機関が実施する技能検定による７年度から追加されたものづくりマイスター認定職種についても厚生労働省、中央技能振興センターと連携しながら継続して県内の関係団体、企業等に周知等を行う。 過去３年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認するとともに、活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除の手続を行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除を行う。
(２) ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）。	(２) ものづくりマイスターへの説明 新たに認定されたものづくりマイスターに対しては、認定証の交付時に、既に認定されているものづくりマイスターに対しては実技指導等を開始する前にコーナーの指示に基づいて活動する際の条件等について説明する。 また、新たに認定されたマイスターについては、認定証交付の際に免除基準に該当する者の場合を除き指導技法講習を受講する必要があることを説明する。
(３) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定	(３) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請を行う者に対して申請

申請書の受理業務を行うこと。 申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。	書類の確認を行い、申請書類はコーナーが取りまとめセンターに提出する。
(4) ものづくりマイスターに対する研修 コーナーは、新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施すること。 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。 イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2．3(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。 なお、研修においては、受講者に怪我のないように、安全に十分配慮して実技指導に当たるよう、ものづくりマイスターに入念に伝えること。 また、必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を適宜行うこと。	(4) ものづくりマイスターに対する研修 新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施する。 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施する。 イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2．3(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにする。

地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施することとしているが、この施設を利用する者は配慮を必要とする場合があるため、この施設での派遣をする場合には、派遣対象者に平成 27 年度の成果物（サポステ支援対象者向け指導技法）を活用して派遣前に研修を実施すること。

なお、過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しても、最新の指導技法等に係る講習を行うこと。この場合、認定時に講習を受講していることに鑑み、最新版のテキストや事例集等を情報提供することとして差し支えない。

ウ 交通費の負担

指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。

エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加

第 2. 3 (2) ア (ウ) に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。

参加するものづくりマイスターに対して、コーナーから謝金及び旅費を支払うことができる。なお、基本的にはオ

ウ 交通費の負担

指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給する。

エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加

第 2. 3 (2) ア (ウ) に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行う。

ンラインでの開催を想定している。	
3 ものづくりマイスター及び熟練技能者の活用に係る業務について	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣等を行うこと。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助 ウ ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣やそのためのコーディネート	(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーに相談窓口を設け、技能競技大会を活用した若年技能者の人材育成に係る取り組み方法、訓練施設、設備等について相談援助を行う。また、企業や工業高校等からの要請に応じ訪問での相談援助を行い、ものづくりマイスターの派遣に係るコーディネートにより効果的な事業の執行を図る。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助を行う イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助を行う。 ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネートを行う。
(2) ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 (ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。 ① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。）等 ② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は	(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 (ア) 派遣対象企業等 ① 中小企業 1. 企業数：8社 2. 期 間：10日間（1日当たり3時間） 3. 受講者数：1社（1訓練）：5名 4. 【延べ日数（人日）】（ものづくりマイスターの活動数） <u>5名×8社×10日＝400人日</u>

問わない。以下同じ。) ③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）等	② 業界団体 1. 団体数：2団体 2. 期 間：10日間（1日当たり3時間） 3. 受講者数：1団体（1訓練）：5名 4. 【延べ日数（人日）】（ものづくりマイスターの活動数） <u>5名×2団体×10日＝100人日</u> ③ 工業高校等学校 1. 工業高校等：約10校 2. 期 間：5日間（1日当たり3時間） 3. 受講者数：1校（1訓練）：10名 4. 【延べ日数（人日）】（ものづくりマイスターの活動数） <u>10名×10校×5日＝500人日</u> ものづくりマイスターの派遣による指導の実施 <u>①、②、③合計 1,000人日</u> <u>熟練技能者の派遣計画</u> （ア）派遣対象企業等 ① 中小企業、業界団体、工業高高等学校 1. 企業数：5社 2. 期 間：3日間（1日当たり3時間） 3. 受講者数：1社（1訓練）：2名 4. 【延べ日数（人日）】 <u>2名×5社×3日＝30人日</u>
（3）ものづくりマイスター及び熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信	（3）ものづくりマイスター及び熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者 1. 期 間：5日間 2. 受講者数：2名 3. 【延べ日数（人日）】（ものづくりマイスターの活動数） <u>2名×5日＝10人日</u>

イ 小中学校等の児童・生徒に 対する「ものづくりの魅力」 発信 ウ 小中学校等の児童・生徒等 を主とした不特定多数の者に 対する「ものづくりの魅力」 発信 ※ 該当県においては、各種大 会を通じての「ものづくりの 魅力」発信も含む。	イ 小中学校等の児童・生徒 1. 実施回数：20回 2. 受講者数：30名 3. 【延べ日数（人日）】（ものづくりマイスター の活動数） <u>30名×20回＝600人日</u> ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に 対する「ものづくりの魅力」発信 1. 実施回数：3回 2. 受講者数：30名 3. 【延べ日数（人日）】（ものづくりマイスター の活動数） <u>30名×3回＝90人日</u> 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 <u>ア、イ、ウ合計 700人日</u>
4 地域における技能振興事業の実施	
（1）技能五輪全国大会の予選の 実施等 本事業において、技能五輪全 国大会の予選を実施するととも に、技能五輪全国大会及び若年 者ものづくり競技大会への参加 を援助することとし、若年者の 技能レベル向上等を図ることと する。 ア 技能五輪全国大会の予選の 実施 （ア）対象地域 予選会は、各コーナーが 担当する都道府県別に実施 すること。	（1）技能五輪全国大会の予選の実施等 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 （ア）対象地域 岩手県地域において実施する。

(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実施職種 b 予選会の参加手数料の徴収 予選会参加者から、参加手数料 2,000 円を徴収すること。 (エ) センターへの情報提供 技能五輪全国大会の予選会をコーナーが実施する場合には、実施予定日、実施職種等の必要な情報をセンターからの求めに応じて提供すること。 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 コーナーは、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該都道府県の若年技能者が選手として参加する場合に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行うこと。	(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施 岩手県職業能力開発協会と共同実施する。 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実施職種 西洋料理職種 1 職種 b 予選会の参加手数料の徴収 予選会参加者から参加手数料を徴収する。 予定参加手数料 2,000 円（税込） (エ) センターへの情報提供 技能五輪全国大会の予選会をコーナーが実施する場合には、実施予定日、実施職種等の必要な情報をセンターからの求めに応じて提供する。 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加選手及び指導員の旅費、工具等の運搬費について援助を行い、中小企業等の大会参加を促進する。 なお、支援の対象は中小企業等の従業員、学生に限るものとする。 【参加支援に係る計画】 ①技能五輪全国大会 選手：12 名 指導者：10 名 ②若年者ものづくり競技大会 選手：15 名 指導者：12 名
---	---

(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援及び記念式典の実施 ア 表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和8年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。 イ 60回記念式典の実施（東京都地域技能振興コーナーに限る。） 令和8年度は卓越した技能者表彰を開始してから60回目の節目に当たる年度であることから、これを契機として、東京都において記念式典を実施すること。 なお、記念式典については、式典単独ではなく、第3.3(3)の不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信を兼ねて実施することも差し支えない。	(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 ア 表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 令和8年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援として、プロフィール等、中央センターが示す方針に沿って取材を行う。 イ 60回記念式典の実施（東京都地域技能振興コーナーに限る。） 該当なし
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。	(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の認定を受けた事業者から変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝える。

5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
(1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	(1) 連携会議の設置 下記の10名で構成する。 ・岩手労働局職業安定部訓練課長 ・岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室労働課長 ・岩手県教育委員会学校教育室産業・復興教育課長 ・岩手県立産業技術短期大学学校教育部長 ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部訓練課長 ・岩手県中小企業団体中央会事務局長 ・岩手県商工会議所連合会事務局長 ・岩手県商工会連合会事務局長 ・職業訓練法人二戸職業訓練協会事務局長 ・岩手県地域技能振興コーナー長
(2) 連携会議の開催回数 連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。	(2) 連携会議の開催回数 開催回数 年2回 ・年度当初（4月又は5月予定） 岩手県としての推進計画の決定 ・年末（12月予定） 事業実施状況及び次年度に向けた改善事項等の報告
(3) 都道府県労働局との連携 中小企業及び教育機関（大学、専門学校等）等における派遣指導について、都道府県労働局と連携の上、派遣先の開拓を実施すること。 前述の連携会議によるほか、令和7年度においては、個別に労働局職業安定部を訪問し、労働局と相談の上、実態に沿った取組を検討することとしたところであり、令和8年度も引き続き労働局と連携した取組が促進	(3) 都道府県労働局との連携 令和8年度においても令和7年度に引き続き連携いただけるよう依頼する。 労働局と連携しての派遣先の開拓、パンフレットやチラシ等を通じた制度周知の依頼や労働局の実施している事業へのマイスター派遣を行う。

されるよう、必要に応じて労働局職業安定部を訪問すること。

例えば、ハローワークの相談員等が学校等を訪問する際に携行しての周知や、ものづくりマイスターのパンフレットやチラシ等をハローワーク庁舎内に配架したり、説明会やセミナー等の機会を活用して制度周知に協力してもらうよう依頼するほか、特に中小企業の派遣先の開拓に繋がるよう具体的に調整すること。

また、労働局（ハローワーク）が実施しているハロートレーニングに係るイベントでのものづくり体験教室等や「学生・生徒等に対する職業意識形成支援事業」においてものづくりマイスター等が技能の実演・指導を含む講義を行うことも、本連携の一方法であること。